

流星台マウンテンバイクコース利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、主として年齢 12 歳未満の者を対象としたマウンテンバイクコースとして、つくば市流星台 63 番地に設置する「流星台マウンテンバイクコース」(以下「本施設」という。)における利用の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マウンテンバイク オフロード用自転車又はランバイクをいう。
- (2) ルック車 自転車の仕様上、オフロードでの使用を想定していないものをいう。
- (3) 利用者 本施設においてマウンテンバイクを走行しようとする者をいう。
- (4) 保護者 利用者が本施設を利用しようとする間、当該利用者を監護する年齢 18 歳以上の者をいう。

(利用時間)

第3条 本施設の利用時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、市長は、本施設の管理上支障があると認めるとき又は利用者に特別の事情があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休業日)

第4条 本施設の休業日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。ただし、市長は、本施設の管理上支障があると認めるとき又は利用者に特別の事情があると認めるときは、休業日を変更することができる。

(利用申請)

第5条 利用者は、本施設の利用の予定日の 10 日前までに、つくば市都市公園条例施行規則別表第 1 に定める行為許可申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(利用条件)

第6条 利用者及び保護者は、本施設を利用するにあたり、次の各号に掲げる利用条件に同意し、遵守しなければならない。

- (1) 前条の規定により許可申請をしようとする者は、利用申請する前にあらかじめ賠償責任保険に加入しなければならない。
- (2) 利用者は、ヘルメットを着用しなければならない。
- (3) 利用者は、必要に応じて胸、肘、膝その他の部位のプロテクターを着用すること。
- (4) 前2号の規定により着用したプロテクターは、当該プロテクターの取扱説明書に従い、正しく着用すること。
- (5) 利用者は、販売店で整備を行っているマウンテンバイクその他これらに類する状態にあるマウンテンバイクを使用しなければならない。整備不良の状態又は危険な改造がされた状態のマウンテンバイク並びにロック車を使用してはならない。
- (6) 利用者は、本施設の利用条件を満たすマウンテンバイクかどうか判断がつかない場合は、販売店や販売メーカーに確認すること。
- (7) 保護者は、利用者が本施設を利用しているときは、利用者を監護するものとし、利用者等の安全確保に努めるものとする。
- (8) 利用者は、本施設を利用しているときは、公園管理者又は保護者の指示に従うこと。
- (9) 年齢13歳以上の利用者は、特に年齢12歳以下の利用者がコース上にいるときは、予期せぬ事故等を起こさないよう十分配慮して走行すること。

(禁止行為)

第8条 次の各号に掲げる行為は、禁止とする。

- (1) 他の利用者に危険を及ぼす走行をすること。
- (2) 刃物・爆発物等の危険物を本施設に持ち込むこと。
- (3) 本施設又は他の利用者のマウンテンバイクを汚損又は破損すること。
- (4) 発生したごみ等を施設内に放置すること。
- (5) 本施設内で販売、勧誘その他これらに類する行為をすること
- (6) 許可なく、火気を使用すること。
- (7) みだりに放歌高唱する等騒がしい行為をすること。

- (8) はなはだしく乱暴な言動をすること。
- (9) 本施設の利用の前後において、周囲に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (10) その他、公園管理者が不適切と判断した行為をすること。

(入場の拒否及び退場)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合、利用者及び保護者の入場を拒否し又は退場させることができる。

- (1) 第7条に定める利用条件に違反し又は前条に定める禁止行為があったとき
- (2) 利用者又は保護者が公園管理者の指示に従わないとき
- (3) この規約に違反したとき

(免責事由)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事由によって生じた利用者の損害については、市長に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) マウンテンバイクの積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他本施設内における事故

(損害賠償)

第11条 利用者の責に帰すべき事由により本施設を汚損し、又は損傷させた者は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規約は、令和5年2月8日から施行する。